

学校法人大妻学院石間奨学金規程

平成 30 年 11 月 27 日 制定

(目的)

第 1 条 有限会社石間企画事務所（以下「寄付者」という。）より経済的に困窮する最終学年の大妻女子大学、大妻女子大学短期大学部の学費の支弁が困難な学生への援助を目的として寄付された寄付金を原資とする「学校法人大妻学院石間奨学金」（以下「本奨学金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(給与対象者)

第 2 条 本奨学金の給付対象は、寄付者の「社会で活躍することが期待される学生でありながら、経済的な困窮により卒業が困難な学生を支援する」という意思に基づき、以下の要件を満たす者とする。

- (1) 学業、人物ともに優れ、経済的に困窮している者
- (2) 卒業見込資格を取得した者
- (3) 標準修業年限を超過していない者
- (4) 外国人留学生は除く

2 奨学生選考において家計は、独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学金の家計基準を準用する。

3 他の制約のない限り、他の奨学金との併用を認める。

(給与額及び給与期間)

第 3 条 給与額は年額 400,000 円、給与期間は出願採用された当該年度とする。

2 毎年度 4 月末日までに給与額相当額の寄付を寄付者から受けるものとする。

(委員会)

第 4 条 学院より配布された奨学金額に基づき、奨学生の選考及び奨学金に関する諸事項を審議するため、奨学生選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

2 選考委員会の構成は次のとおりとする。

- (1) 副学長 1 名
- (2) 学部学生については学部長及び短期大学部学生については短期大学部長
- (3) 事務局長及び学生支援センター部長

3 委員長は副学長をもって充て、その審議結果による奨学生を決定する。

4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

5 委員会は、構成員の 3 分の 2 以上の出席により成立する。

6 学長は選考委員会が選考した者につき、その採用を決定し、理事長及び本人に通知する。

(募集・出願)

第 5 条 毎年 1 回募集人数を明示し、学内に掲示する。原則 9 月に募集する。

2 奨学金の給与を希望する者は、次の書類を千代田校学生支援センター学生支援グループ、多摩事務部学生・就職支援グループに提出しなければならない。

- (1) 願書
- (2) 学業成績証明書
- (3) 所得証明書

(4) その他大学が特に提出を求めるもの

3 学生支援センター学生支援グループは募集にあたり、出願や選考に関する適宜の条件を付することができる。

(支給手続)

第6条 採用の通知を受けた者は、所定の口座届、誓約書等を千代田校学生支援センター学生支援グループ、多摩事務部学生・就職支援グループに提出しなければならない。

(支給方法)

第7条 本奨学金は、奨学生採用決定後、学校法人大妻学院から本人の口座に振り込むものとする。

(採用者の義務)

第8条 奨学生の義務は次の各号のとおりとし、詳細は採用者へ通知する。

(1) 授与式に出席する。

(2) 当該年度中に寄付者へ報告書を提出する。

(資格の喪失)

第9条 奨学生が、次に掲げる各事項のいずれかに該当する場合は、奨学金の採用を取消することができる。

(1) 当該年度末に卒業延期、休学、退学、停学、除籍の場合

(2) 願書及び提出書類に虚偽の記載を行ったとき

(3) その他委員会が必要と認めたとき

2 奨学生は前項の規定により資格を喪失した場合、すでに支給した奨学金の一部又は全部を速やかに返還しなければならない。

(採用者の繰り上げ)

第10条 前条により奨学生が資格を喪失した場合には、次点の者を採用者として繰り上げて採用することができる。

(給与額の繰り越し)

第11条 採用者がいない場合、給与額は次年度に繰り越しとし、次年度の採用者数に加算する。

2 前項の場合は寄付者へ報告する。

(関係会議)

第12条 採用を決定された奨学生について教授会に報告する。

(その他の事項)

第13条 この規程に定めのない事項については、寄付者と学校法人大妻学院の協議により定めるものとする。

(庶務)

第14条 この規程に関する庶務は、千代田校学生支援センター学生支援グループ、多摩事務部学生・就職支援グループにおいて行う。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、常任理事会の議を経て決定する。

附 則

この規程は、平成30年11月27日から施行する。

附 則（令和 5 年 1 月 17 日常任理事会「学校法人大妻学院事務組織規程」の改正による）

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日に施行する。